

(仮称)「すべての三原市民の人権が尊重されるまちづくり条例」(案) 概要

1 前文(条例を制定する背景や市の方向性を平易な言葉でわかりやすく示すもの)

- (1) 人権とは、誰もが生まれながらに持つ、人間が人間らしく自身の意思で生きていくための誰からも侵されることのない基本的な権利で、私たちの先人たちが築いてきたとても大切な財産です。
- (2) 日本国憲法では、基本的人権は、侵すことのできない永久の権利であり、すべての国民は法の下に平等であること。世界人権宣言は、すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であることをうたっており、これらは共に人類普遍の原理です。
- (3) 私たちが暮らしている社会には、今もなお、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、性的指向・性自認等の人権課題が存在し、加えて、情報化社会の進展に伴い、新たな形での差別を助長する書き込みや誹謗中傷などが顕在化しています。
- (4) 私たちは、どんな理由があっても、誰かを差別したり、傷つけたり、いじめることがあってはなりません。すべての市民や事業者は、相手を理解して、尊重し、思いやり、「人権尊重」を自分の事としてとらえ、差別を決して許さない心を育む努力が必要です。
- (5) 本条例は、すべての市民が差別のない、自分らしく生きることができる、誰一人として取り残さない安心して暮らせるまちをめざす、その礎になるものです。

2 目的

人権尊重のまちづくりに関して、市の責務並びに市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権意識の高揚及び人権擁護に資する施策の推進について必要な事項を定め、人権課題の解消に取り組むことにより、すべての市民の人権が尊重されるまちを実現することを目的とする。

3 基本理念

市民や事業者は、人権尊重のまちづくりはすべての人が基本的人権を持っているかけがえのない個人として尊重されなければならないとの考えの下、差別のない、誰もが真に大切にされるまちを実現することを基本に取り組まなければならない。

4 定義

条例における用語の意義を示す。

- (1) 市民とは、市内に居住、勤務、在学する者をいう。
- (2) 事業者とは、市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

5 市の責務

- (1) 市は、基本理念にのっとり、必要となる人権施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。
- (2) 市は、(1)の規定による施策の推進に当たっては、国、地方公共団体、市民、事業者

及び関係機関と連携を図るものとする。

6 市民の責務

市民は、基本理念にのっとり、互いの人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めるとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

7 事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、すべての人の人権を尊重し、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、市が実施する人権施策に協力するように努めなければならない。

8 基本計画の策定等

(1) 市長は、市の責務を果たすため、人権施策に関する基本的な計画を策定するものとする。

(2) 基本計画は、基本理念に関する事項のほか、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 人権教育（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条に規定する人権教育をいう。）及び人権啓発（同条に規定する人権啓発をいう。）の推進に関する事項

イ 人権問題に係る相談体制に関する事項

ウ その他、人権尊重のまちづくりの推進のために必要な事項

(3) 市長は、基本計画を策定しようとするときは、三原市人権施策推進協議会の意見を聴くものとする。

(4) 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

(5) (3)と(4)は、基本計画の変更について準用する。

9 調査研究の実施等

市は、人権施策を効果的に実施するため、情報の収集及び調査研究を必要に応じて行うものとする。

10 協議会の設置等

(1) 市長は、人権が尊重されるまちづくりに係る事項を調査審議させるため、三原市人権施策推進協議会を設置する。

(2) 協議会の委員の定数は15人とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

ア 市議会の議員

イ 市の職員

ウ 関係行政機関又は団体の職員又は役員

エ 人権問題に関し、識見を有する者

(3) 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

ただし、再任を妨げない。